

令和 7 年度 委 託 仕 様 書

委託業務の名称	8 - 1 水質調査等業務						
業 務 場 所	上尾市公共下水道供用開始区域内						
路 河 川 名 称							
事 業 名							
委 託 大 要	<p>流域下水道接続箇所流入量及び水質調査 15 検体</p> <p>合流式下水道における雨天時水質調査 1 検体</p> <p>特定事業場等排出水水質調査 79 検体</p>						

上尾市

変更理由

備考

地区	県南(北本県土整備)	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00
単価適用年月	令和08年01月01日付 公共				
工 期	当初	自		至	
		日数			
	変更		至		
経費適用年月	公共委託 令和07年度				
工種	水質検査業務				
施工地域					
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額	
	委 託 價 格				
	消費税相当額				
	合 計				
請 負	委 託 價 格				
	消費税相当額				
	合 計				
	請負増減額				
週休2日区分					

上尾市

流域下水道接続箇所流入量及び水質調査 調査箇所図1/6



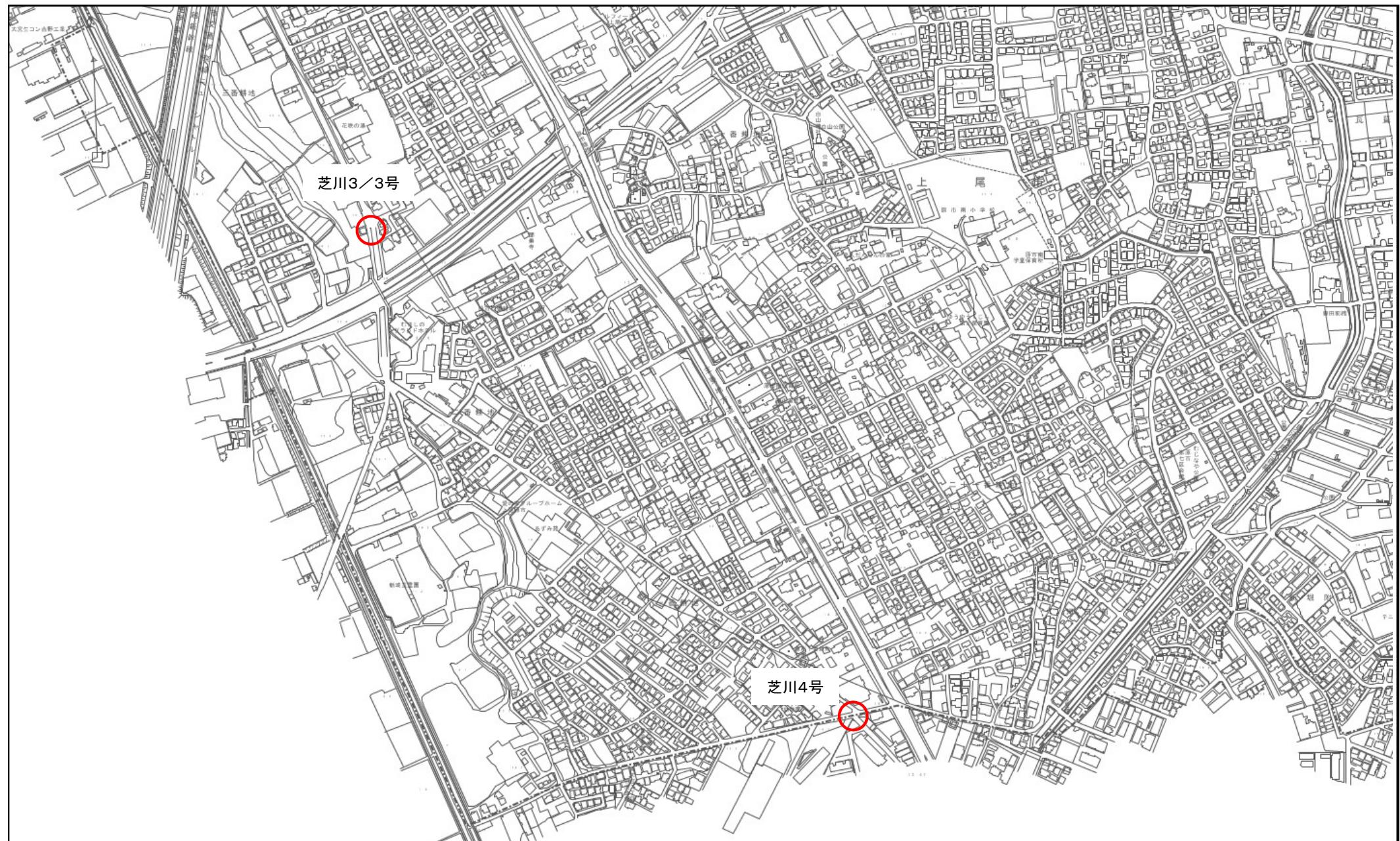
流域下水道接続箇所流入量及び水質調査 調査箇所図2/6



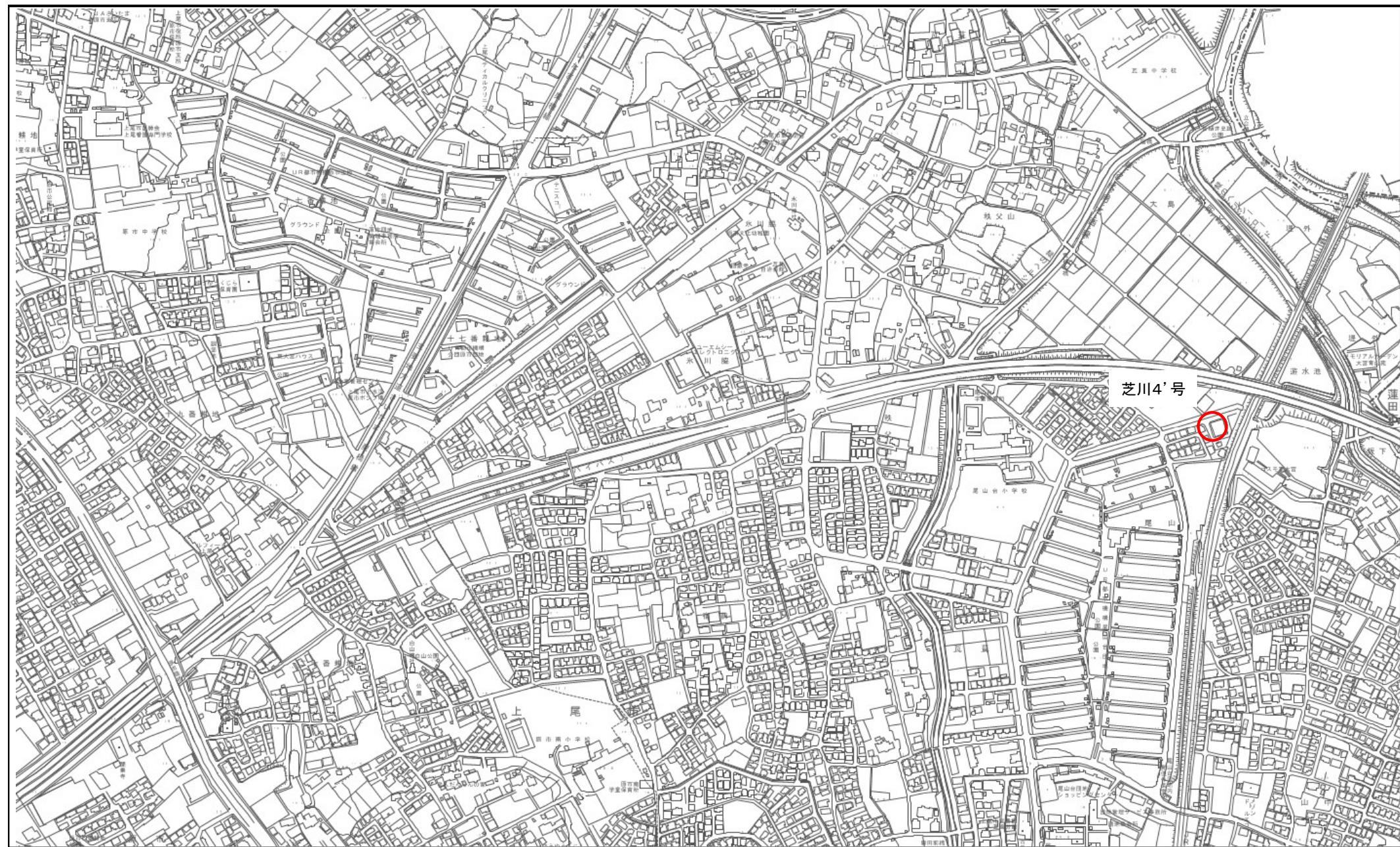
流域下水道接続箇所流入量及び水質調査 調査箇所図3/6



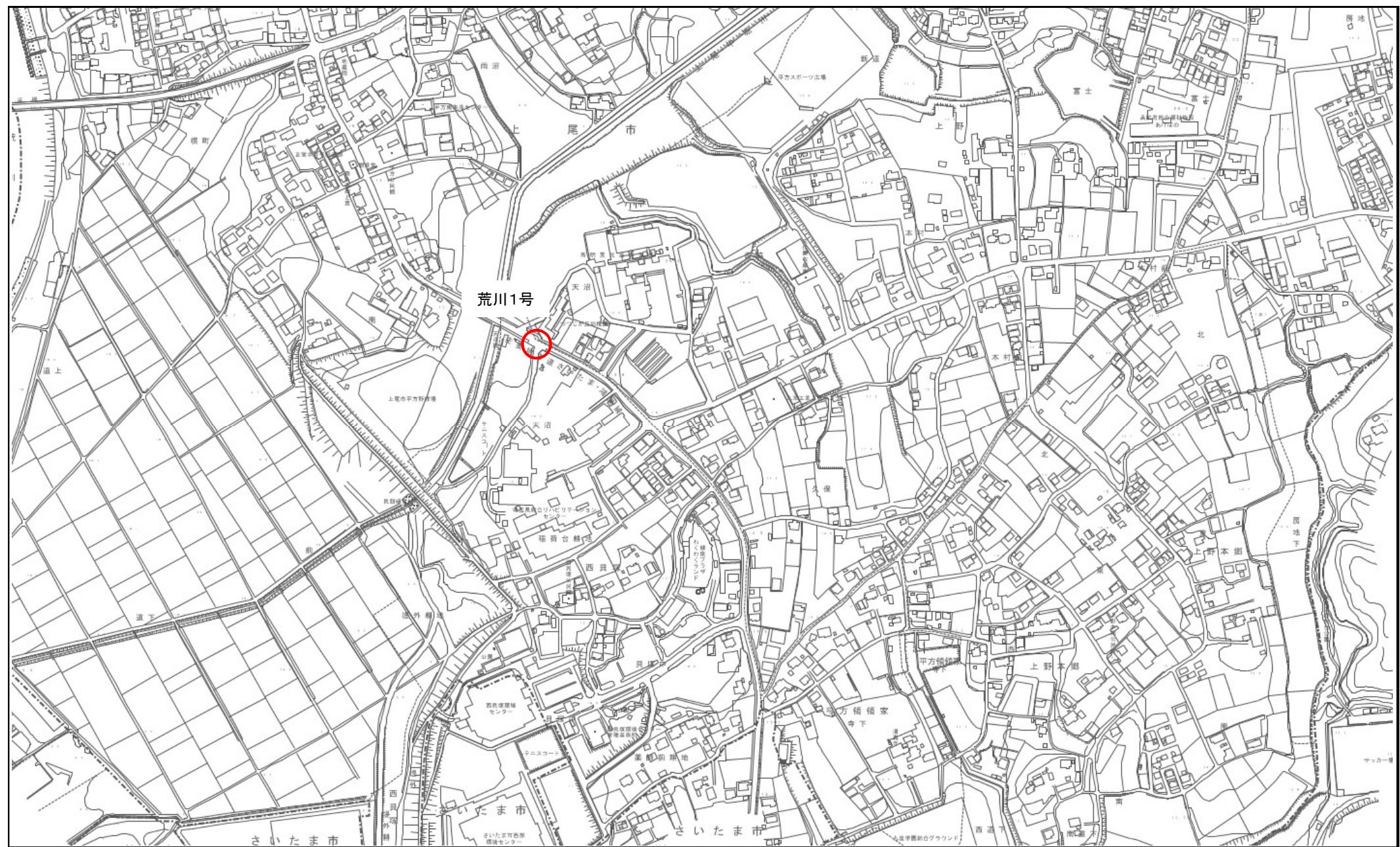
流域下水道接続箇所流入量及び水質調査 調査箇所図4/6



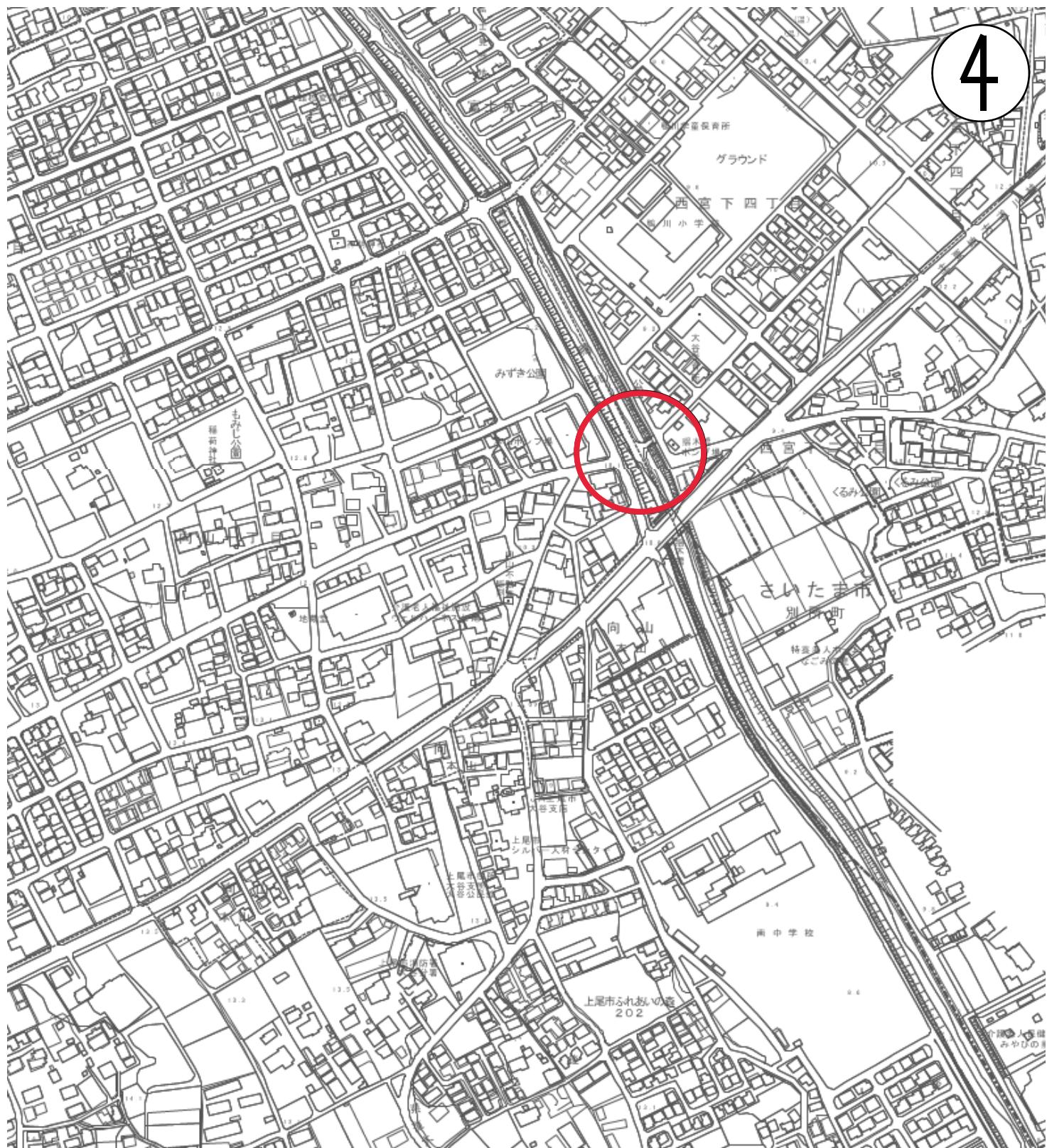
流域下水道接続箇所流入量及び水質調査 調査箇所図5/6



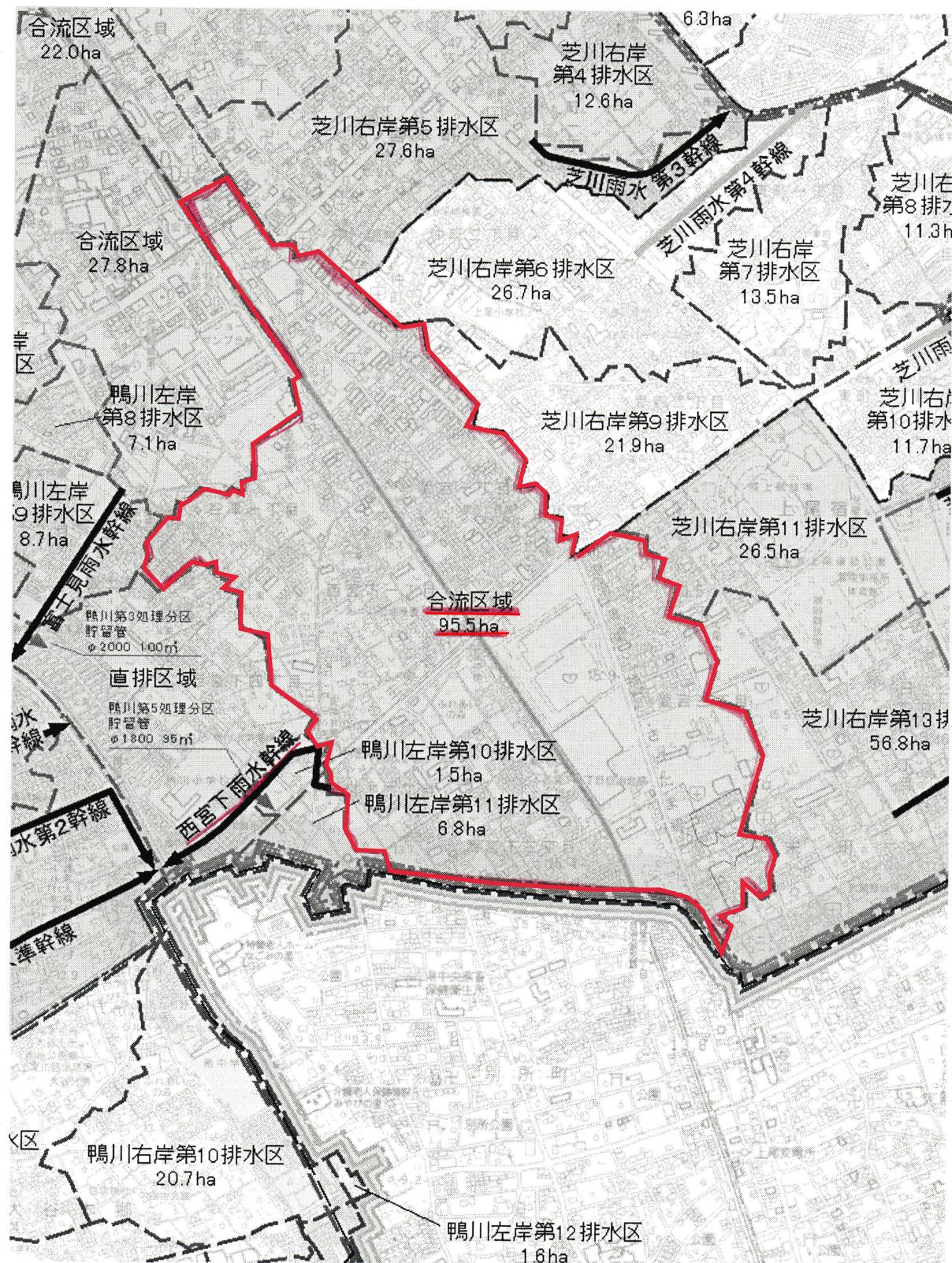
流域下水道接続箇所流入量及び水質調査 調査箇所図6/6



調査箇所地点図



調査分区 区域図



業務委託料内訳書					
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号基準
地質調査業務02	1	式			
直接調査費(地質調査業務)	1	式			
直接調査費(積上)	1	式			
採水工(流域)	1	式			A 1号
採水工(合流)	1	式			A 2号
採水工(特定事業場)	1	式			A 3号
分析工	1	式			A 4号
直接経費	1	式			
特許使用料(積上分)	1	式			
報告書作成費	1	式			
直接調査費計	1	式			
間接調査費	1	式			
営繕費(積上分)	1	式			
ワンボックスカー 燃料等含む	1	式			

業務委託料内訳書					
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
その他(積上分)	1	式			
電磁流速計	1	式			
純調査費	1	式			
調査諸経費	1	式			
調査業務価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

第 1 号 A 代価		採水工(流域)			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 領	明細単価番号 基 準
技師(C)		人			
技師(C)		人			労務補正(1.25)
技師(C)		人			労務補正(1.5)
技術員		人			
技術員		人			労務補正(1.25)
技術員		人			労務補正(1.5)
交通誘導警備員 B		人			
交通誘導警備員 B		人			労務補正(1.25)
交通誘導警備員 B		人			労務補正(1.5)
計					

第 4 号 A 代価		分析工			
		1 式 当り			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 領	明細単価番号 基 準
外観	80	検体			
水温	80	検体			
透視度	1	検体			
アノニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素	19	検体			
水素イオン濃度 (PH)	59	検体			
生物化学的酸素要求量 (BOD)	58	検体			
化学的酸素要求量 (COD)	20	検体			
浮遊物質量 (SS)	51	検体			
n- α 抽出物質含有量	15	検体			
n- α 抽出物質 (Nへキ) 不揮発性鉱物油類	37	検体			
n- α 抽出物質 (Nへキ) 不揮発性動植物油脂類	26	検体			
総窒素 (N)	40	検体			
総リン (P)	40	検体			
沃素消費量 (l)	19	検体			

第 4 号 A 代価 (続 き)		分析工	1 式 当り			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
カドミウム (Cd)	27	検体				
シアン化合物 (CN)	19	検体				
有機リン	15	検体				
鉛及びその化合物 (Pb)	27	検体				
六価クロム化合物 (Cr (6+))	23	検体				
砒素及びその化合物 (As)	23	検体				
総水銀化合物 (T-Hg)	19	検体				
アルキン水銀化合物 (A-Hg)	19	検体				
PCB	15	検体				
トリクロロエチレン	4	検体				
テトラクロロエチレン	4	検体				
ジクロロメタン	8	検体				
トリクロロエチレン他10項目	15	検体				
チウラム (チラム)	15	検体				

第 4 号 A 代価 (続 き)		分析工	1 式 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 領	明細単価番号 基 準
シマジン、チオベンカルブ	15	検体			
セレン	15	検体			
ホウ素 (B)	27	検体			
弗素化合物 (F)	27	検体			
1,4-ジオキサン	15	検体			
フェノール類	35	検体			
銅及びその化合物 (Cu)	31	検体			
亜鉛及びその化合物 (Zn)	35	検体			
溶解性鉄 (S-Fe)	39	検体			
溶解性マンガン (Mn)	23	検体			
クロム含有量 (Cr)	31	検体			
ダイオキシン類	1	検体			
計					

諸 經 費 設 定 情 報

上尾市

表1 流域接続人孔流入量・水質調査方法

検体No	箇所No	処理分区	採水方法	水量調査方法	管径	備考
1	鴨川 1号	鴨川第1	柏座ポンプ場内	左記記録計	—	
2	鴨川 2号	鴨川第2	2番人孔内採水	電磁流速計	HP ϕ 700	
3	鴨川 3号	鴨川第3	3番人孔内採水	電磁流速計	HP ϕ 400	
4	鴨川 4号	鴨川第4	4番人孔内採水	電磁流速計	HP ϕ 300	
5	鴨川 5号	鴨川第5	5番人孔内採水	電磁流速計	HP ϕ 700	
6	鴨川 6'号	鴨川第6	本山ポンプ場内	左記記録計	—	
7	芝川 1号	芝川第1	吉田下ポンプ場内	左記記録計	—	
8	芝川 2/1号	芝川第2/1	芝2/1人孔内採水	電磁流速計	HP ϕ 250	
9	芝川 2/2号	芝川第2/2	芝2/2人孔内採水	2P合流後1P 電磁流速計	HP ϕ 250 HP ϕ 250	ϕ 300
10	芝川 2/3号	芝川第2/3	芝2/3人孔内採水	3P合流後1P 電磁流速計	HP ϕ 250 VU ϕ 250 VU ϕ 350	ϕ 350
11	芝川 3/1号	芝川第3/1	芝3/1人孔内採水	電磁流速計	HP ϕ 250	
	芝川 3/1'号	芝川第3/1	五番町ポンプ場内	左記記録計	—	
12	芝川 3/2号	芝川第3/2	芝3/2人孔内採水	4P合流後1P 電磁流速計	HP ϕ 250 HP ϕ 250 HP ϕ 250 HP ϕ 250	ϕ 250
13	芝川 3/3号	芝川第3/3	芝3/3人孔内採水	電磁流速計	HP ϕ 250 HP ϕ 250	ϕ 250
14	芝川 4号	芝川第4	芝4人孔内採水	左記記録計	HP ϕ 700	
	芝川 4'号	芝川第4	尾山台ポンプ場内	左記記録計	—	
15	荒川 1号	荒川第1	荒1人孔内採水	左記記録計	HP ϕ 900	ダイオキシン

※鴨川第3処理分区の水質調査は末端人孔で実施し、末端人孔に流量計を入れられないため

水量調査は手前の人孔内で実施すること。

※芝川3/1及び4処理分区の水質調査は末端人孔で採水ができないため、表記の二箇所から採水し、混合した水を検体とすること。

※新型コロナウィルスの感染を防ぐため、採水人孔は協議の上で適宜変更してよい。

検査項目及び検体数一覧

項目	検体数			
	流域	合流	特定	合計
外観	-	1	79	80
水温	-	1	79	80
透視度	-	1	-	1
アンモニア性窒素、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	15	-	4	19
水素イオン濃度(PH)	15	-	44	59
生物化学的酸素要求量(BOD)	15	1	42	58
化学的酸素消費量(COD)	15	1	4	20
浮遊物質量(SS)	15	-	36	51
n-ヘキサン抽出物質含有量	15	-	-	15
不揮発性鉱物油類	-	-	37	37
不揮発性動植物油脂類	-	-	26	26
総窒素(N)	15	1	24	40
総リン(P)	15	1	24	40
沃素消費量(I)	15	-	4	19
カドミウム(Cd)	15	-	12	27
シアノ化合物(CN)	15	-	4	19
有機リン	15	-	-	15
鉛及びその化合物(Pb)	15	-	12	27
六価クロム化合物(Cr(6+))	15	-	8	23
砒素及びその化合物(As)	15	-	8	23
総水銀化合物(T-Hg)	15	-	4	19
アルキル水銀化合物(A-Hg)	15	-	4	19
PCB	15	-	-	15
トリクロロエチレン(単)	-	-	4	4
テトラクロロエチレン(単)	-	-	4	4
ジクロロメタン(単)	-	-	8	8
トリクロロエチレン他10	15	-	-	15
チラム(チラム)	15	-	-	15
シマジン	15	-	-	15
チオベンカルブ				
セレン	15	-	-	15
ホウ素(B)	15	-	12	27
弗素化合物(F)	15	-	12	27
1-4ジオキサン	15	-	-	15
フェノール類	15	-	20	35
銅及びその化合物(Cu)	15	-	16	31
亜鉛及びその化合物(Zn)	15	-	20	35
溶解性鉄(S-Fe)	15	-	24	39
溶解性マンガン(Mn)	15	-	8	23
クロム含有量(Cr)	15	-	16	31
ダイオキシン類	1	-	-	1

特定事業場の下水道水質調査 実施計画

番号	特定事業場 事業所名	1回目	2回目	3回目	4回目	水質項目
1		○	○	○	○	PH,SS,Pb,Cu,Zn,Cr,F,B,Cd,
2		○	○	○	○	PH,BOD,SS,S-Fe,Zn,N,P,F,B,Cd, Pb,Cr(6+),As,フェノール,N-ヘキ(鉱油),ジクロロメタ ン,アンモニア性窒素、硝酸性窒素および亜硝酸性 窒素
3		○	○	○	○	PH,BOD,Cu,Zn,S-Fe,Cr,フェノール,N-ヘキ(動植物 油),
4		○	○	○	○	PH,BOD,Cu,Zn,S-Fe,Cr,フェノール,N-ヘキ(動植物 油),
5		○	○	○	○	PH,BOD,S-Fe,フェノール,N-ヘキ(動植物油),
6			○			PH,BOD,SS,N-ヘキ(動植物油),N,P,
7		○		○	○	PH,BOD,SS,N-ヘキ(動植物油),N,P,
8		○		○		S-Fe,Mn,SS,
9			○		○	S-Fe,Mn,SS,
10		○		○		BOD,N-ヘキ(動植物油),
11		○	○	○	○	(PH,BOD,SS,N,P,)
12		○	○	○	○	(PH,BOD,SS,N,P,)
13		○	○	○	○	PH,BOD,SS,N-ヘキ(動植物油),N,P,
14			○		○	PH,BOD,SS,N-ヘキ(動植物油),N,P,
15		○	○	○	○	PH,BOD,COD,SS,Cu,Zn,S-Fe, Mn,Cr,F,Cd,Pb,Cr(6+),As,T-Hg,A-Hg,Cn,I,B,フエ ノール, ジクロロメタン,トリクロロエチレン,テトラクロロエチレ ン,N-ヘキ(鉱油),
16		○				PH,BOD,SS,N-ヘキ(動植物油),N,P,
17			○			PH,BOD,SS,N-ヘキ(動植物油),N,P,
18				○		N-ヘキ(鉱油)
19		○				N-ヘキ(鉱油)
20			○			N-ヘキ(鉱油)
21				○		N-ヘキ(鉱油)
22		○				N-ヘキ(鉱油)
23			○			N-ヘキ(鉱油)
24				○		N-ヘキ(鉱油)
25					○	N-ヘキ(鉱油)
26		○				N-ヘキ(鉱油)
27			○			N-ヘキ(鉱油)
28				○		N-ヘキ(鉱油)
29					○	N-ヘキ(鉱油)
30		○				N-ヘキ(鉱油)
31			○			N-ヘキ(鉱油)
32				○		N-ヘキ(鉱油)
33					○	N-ヘキ(鉱油)
34		○				N-ヘキ(鉱油)
35			○			N-ヘキ(鉱油)
36				○		N-ヘキ(鉱油)
37					○	N-ヘキ(鉱油)
38		○				N-ヘキ(鉱油)
39			○			N-ヘキ(鉱油)
40				○		N-ヘキ(鉱油)
41					○	N-ヘキ(鉱油)
42		○				N-ヘキ(鉱油)
43			○			N-ヘキ(鉱油)
44				○		N-ヘキ(鉱油)
45					○	N-ヘキ(鉱油)
46			○			N-ヘキ(鉱油)
事業所数		21	20	18	20	
合計				79		

特記仕様書

1 業務名 8-1 水質調査等業務

2 業務場所 上尾市公共下水道供用開始区域内

3 業務概要

(1) 流域下水道接続箇所流入量及び水質調査業務

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第12条に基づく流域接続人孔における流入量及び水質調査。

(2) 合流式下水道における雨天時水質調査業務

下水道法施行令第6条第2項の規定に基づく、合流下水道の雨天時放流水質に関する調査。

(3) 特定事業場等排出水水質調査業務

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第13条に基づく、上尾市内の特定事業等の下水水質調査。発注者が発行する身分証を携帯した受注者が、発注者が指定した特定事業場等に立ち入って下水を採取し、分析するもの。

4 業務内容

(1) 流域下水道接続箇所流入量及び水質調査業務

①調査場所

別添の調査箇所図及び表1のとおり。

②調査対象

上尾市公共下水道から、流域下水道へ流入する下水の水質及び水量。

③調査項目

別添の「検査項目及び検体数一覧」のとおり。

④調査時期と回数

雨の影響のない日に実施し、年1回とする。

⑤採水方法

採水は、業務開始日午前9時から翌日午前7時までとし、採水間隔は2時間間隔とする。ただし、採水箇所間の距離・採水の難易に差があるため採水時刻の若干のずれは容認するものとする。

(2) 合流式下水道における雨天時水質調査業務

①調査場所

西宮下雨水幹線1箇所。

別添の調査箇所地点図の雨水幹線最下流部（もしくは直近の人孔）で実施。

②調査対象

別添の調査分区区域図の合流区域(9.5. 5 ha)からの雨天時放流水。

雨水の影響を考慮し、採水前の4時間は無降雨であることとする。ただし、雨水流量の影響が少ないと考えられる少降雨(0. 5 mm以下)は無降雨として扱うことが出来るものとする。調査対象とする降雨は、降雨量10 mm以上30 mm以下とする。(平日の8:30から17:15までの間に待機し採水が出来るような降雨)。

③調査項目

1)水質項目

BOD、COD、T-N、T-P、水温、外観、透視度

2)流量(降水量)

(a)放流水量

放流水量は、越流開始時から調査終了時まで測定すること。

ただし、計測機器の特性上、最高水位を超過し測定不能となった場合は別途協議する。

(b)降水量については、近隣の消防署観測データを発注者より提供する。

④調査時期と回数

令和8年10月末日までの降雨量10 mm以上30 mm以下の降雨のあるときに受注者で判断のうえ実施し、年1回とする。

⑤採水方法

- ・業務は、合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル(平成16年4月国土交通省都市・地域整備局下水道部)等に準拠して行うものとする。
- ・採水は降雨が発生した時点から0、5、10、20、40、60、90分。90分以降1時間間隔で採水し、流量比混合したものを試料とする。
- ・採水終了時間は降雨終了時まで(越流終了時)とする。(最もBODの濃度が濃いと思われる水質と、薄くなる水質)。

(3)特定事業場等排出水水質調査業務

①調査場所

上尾市内の特定事業場のうち、発注者が指定した事業場。

②調査対象

特定事業場の下水。

③調査項目

別添の「検査項目及び検体数一覧」のとおり。

④調査時期と回数

年4回を予定しており、1回あたりの事業場数は約20箇所前後。1回あたり1日で実施する。総採水箇所46ヶ所(内訳:32ヶ所が1回/年、4ヶ所が2回/年、1ヶ所が3回/年、9ヶ所が4回/年)

1回目:令和8年 4月1日～令和8年 6月30日の間

2回目:令和8年 7月1日～令和8年 9月30日の間

3回目:令和8年10月1日～令和8年12月25日の間

4回目：令和9年 1月4日～令和9年 3月31日の間

※ 別添の「特定事業場の下水道水質調査 実施計画」に各回の調査項目を記載。

⑤採水方法

- ・調査当日は、発注者が発行する身分証を携帯し受注者で行う。ただし、対象事業場への事前連絡は発注者が行う。
- ・事業場等からの下水の採取は、原則として公共幹、最終放流漕、または最終ますのいずれかで採水するが、採水できない場合は別途指示する。なお、採水場所は原則として毎回同じ場所で行う。

5 提出図書

各調査の成果品及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 流域下水道接続箇所流入量及び水質調査業務

- | | |
|------|----|
| ①調書 | 2部 |
| ②写真帳 | 1部 |

(2) 合流式下水道における雨天時水質調査業務

- | | |
|--------|----|
| ①調査報告書 | 3部 |
| ②写真帳 | 1部 |
| ③調書 | 2部 |

(3) 特定事業場等排出水水質調査業務

調査1回毎に、以下の図書を提出すること。

- | | |
|--------|-------------------|
| ①調書 | 2部 |
| ②報告書 | 1部 |
| ③計量証明書 | 1部 |
| ④写真帳 | 1部 ※全景、近景、採取した検体等 |

6 完了報告

全ての調査完了の後に、完了届の提出をもって完了とする。

7 支払方法

受注者は、発注者から全ての調査業務の履行確認を受けた後、一括した支払請求書を発注者に提出すること。発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

8 試験結果の速報及び報告

分析の結果、基準を超えた項目については、3日以内に電話、FAX又はメールで速報する。

9 その他

- ・採水作業者は、採水作業に熟知し、かつ水質分析経験を有するものとする。
- ・水質の分析は、下水の水質の検定方法に関する省令に定められた方法によること。
※ 定量下限値は排除基準値1／10より精密な値とする。
- ・水量の調査方法については、「埼玉県流域下水道接続等取扱要綱」によること。
- ・特定事業場等排出水水質調査の回数は、分析結果等により追加となる場合がある。
- ・市内において水質事故等が発生した場合、それに係る水質検査等の対応を追加で依頼することがある。その場合は速やかに対応すること。
- ・特記仕様書に定めのない事項については、監督員と協議するものとする。

10 各業務の注意事項

(1) 流域下水道接続箇所流入量及び水質調査業務

①作業場の注意事項

- ・採水時においては、労働安全衛生規則等関係諸法令を厳守し、班構成者の内少なくとも1名は作業状況を把握し、事故防止に努めるとともに、工事用バリケード・点滅燈等を設置し、交通事故防止に細心の注意を払わなければならない。

②事故処理

作業中における事故については、一切受注者の責任において処理するものとする。

(2) 合流式下水道における雨天時水質調査業務

契約期間内に降雨量10mm以上の降雨が望めない場合は、雨水貯留管に貯留された越流水を、発注者が操作して排水することで、10mm以上の降雨により越流したとみなし、その水を含む放流水を採取する。

(3) 特定事業場等排出水水質調査業務

業務執行に際し手洗い、うがい、マスク着用等の励行の徹底のほか、感染リスクが高い環境の回避に努めること。